#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	天保八年の囲穀令について(社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村,兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.7 (1936. 7) ,p.1053(99)- 1068(114)
JaLC DOI	10.14991/001.19360701-0099
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360701-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 天保八年の圍穀令に

The most one through a personal

ender Verger andersker verger van de verger verger verger van de verger verger verger verger verger verger ver De verger verger

太,

那 

にい幕府の採った中つの對策と思ばれるものである。 のる。中にも享保、天明、天保の機能は最も有名である。今と、に紹介せんとするものは天保七、八年の機**雄の後 戒めて、凶作に備へることの必要を説いてゐる。それにも拘らず少しく天惠少なき場合には絶えず饑饉に襲はれて** 徳川時代に於ける饑饉の慘狀は今人の想像に及ばぬくらゐ甚しいものであつた。從つて多くの識者が常にこれを

態であったから同年七月には品川外三ケ所に窮民の救小屋を建てた。その救済せる窮民は二萬餘心達したと云はれ へ令しておる。その翌八年も依然として米價下らず、大鹽平八郎の亂や越後柏崎の亂を見るに至つた。からした狀 この兩度の饑饉に際し、幕府は米穀を開置ぎ利益を得んとすることを禁じ、圍置く者あらば、これを取上げるとさ 天保四巳年の饑饉に次いで、天保七申年も文米價高直にして飢渇に及ぶ者少なくなく、幕府は窮民を救済した。

に於ける。貯穀御趣意書之寫」に依ると、天保八年酉九月の日附になつてゐるが、當時未だ米價の下落せぎる時に 然るに他方關八州の農村に對し圍穀令を發してゐることは注意する價値があると思ふ。下野國都賀郡三拜河岸村

庆保八年の圍穀令について

九九 〇五三

たためであらうか。何れにしてもこの命令は園米を禁する前年のものとは矛盾するものであり、特にその效果につ 産地に於いて圍穀せしめんとしたのは如何なる理由であらうか。饑饉の慘害の甚しきに對して、その用心を痛感し て注意すべきものであらう。

私の知る限りでは、最も委しいものである。 産地圍米令については、本庄榮治郎氏がその著「徳川時代の米價調節」一八七頁以下に述べられてゐるものが、 大部分人は CAR CARCALL The second second

依ることあり、又は反對に米價引下の手段として之を行ふことあり、個々の令につきて之を判別せざる可らす。」 を得ず、幕府よりこれを命ずるものとす。尤、その理由に至りては買米令の場合と同じく單に圍米の必要なきに 「産地園米令は、その地の産米が未だ米穀集散の中心市場へ廻送せられざるに先立ち、これを其地に園置かしむ 右の文章は圍米令の目的については意味不明のところもあるが、大體圍米令の何ものであるかについては明かで るものにして、その園持を後年に繼續するの必要ある場合には幕府は更に新穀と詰替へしめ、或は又前年の園持 量の外に新に圍持を命じ、その量を増加することあり。而してこの命令による圍米の處分は任意に之を行ふこと

「村内鎭守へ奉納の心地を以つて除き置き」とあるのは面白い。 あらう。その方法は先づ拾石以上の百姓は米、麥、稗の何れかを壹俵以上、小高の者は何程にても提供すること、 救濟、不作に際する手當として貯蔵せしむるものであり、當時に於ける農村不穏の狀態に刺戟されて發したもので る。その場所は村内の身元慥がな者の藏と指定してゐるが、その組合村々の中に適當な者がなかつたなら、近所の 天保八年の圍穀令は關東に於ける天領私領の村と組合に對して發せられたものである。その目的は諸村の困窮の 次ぎにそれ等の穀物を各村の惣代が取集め圍穀す

組合に依託する。もし又從來の處が不十分なら、高持の百姓が出金して新しく鄕藏を作り、圍置くこと。その何れ なりとも決定して屆出で差闘を受けるとと。例へば他村へ依託の書式は次ぎの如くである。

### 「一」 作恐以書付奉願上的 一

見立申聞が上へ、預ツ園置差支之義無御座が、此段以書付奉申上が、以上 旨、惣代を以懸合有之、難有御趣意言る郡中ニる先三も相成、組合違言へい得共、最寄之義、殊三村トニおゐて 致旨御教諭之趣奉承知い。然ル處何郡何村外何ケ村組合内ニ圍藏無之間。私所持之土藏ニ預リ圍置い様いるし度 何國何那何村名主誰組頭誰百姓誰奉申上い、私持髙何拾石、家內何人暮、農間渡世いるし、今般組合村、圍穀可

# 在一個方面自己是不可能是一個不能是一個人的一個人的一個人人們是一個人人的人人

水高 名 英籍 不關重學之 各面 多素學 思想我

Ľ

### 關東御取締御出役

夫食の用に供するなり、あるひは餘裕があるなら毎年圍穀するなり、何れでも勝手に取計へと云ふのである。 かくして作方も相應に續いたならば、一年置いて三年目に詰替を行ふ。古い分は近所の市場で賣拂ふなり、又は

はないかとも考へられる。唯饑饉直後のこととて實際に實行が困難であつたのであらう。 のであらう。しかし當時幕府の布令として假令上掲のやうな文句があつたとしても、かなりの强制力があつたので く」と云ってゐるくらゐで、各村の自由に任せたのであるから、かなり多くの村とが迷惑と感じ、實行しなかつた この命令がすべての村に於いて實行されたとは考へられない。殊に「迷惑に存じ、進み申さいる村方は尤も相除

天保八年の園穀令について

米だ同村に於ける天保八年の布令を發見し得ないから、三拜河岸村の場合の如く八年九月に達してゐるか如何かは 解らないが、鬼に角質行は一年後れてゐる。全文は次ぎの如し。 | 次ぎに掲げる上線國市原郡菊間村外拾三ケ村組合の『組合村圍穀書上帳』を見ると、天保九年七月となつてゐる。 的なするくの対する活躍と高し、資料

#### 差上申御請書之事

歳ニ圍置、若又組合之内ニ圍場所無之いハン、壹組合ニ不拘最寄ニあ身元人物をゑらみ、取持之歳ニ園置い共い 御取究被置い御領私領村で組合限リ、高持拾石以上之者へ米麥稗壹俵と俵數も勝手次第、小高之者も村内鎮守に 奉納之心地を以除置、夫 v 開穀いたし、組合村大小之惣代ニる引受取集、右圍場所之儀も組合村内身元慥成者は 風雨等ニ米價引上いるも遠作年柄之人氣押移りふ穩儀も可有之哉をい後年之主法被成、御勘辨い處、御改革之節 て人氣不穩、救施或ハ安賣いなし貰い儀を輕々心得い高持物持等に掛りなさり、様々企いたし、又ハ撿見引方等 之處、八州一般そ申儀も無之い得共、近年作遠ひ穀物價高直ニ相成い義も、宿町場夫食買上いもの同樣當座をし 米穀高價に進ミい三任、手拂ニ賣捌、後ニハ買喰いさし、旣ニ翌年夫食手薄ニ相成い由も入御聽ニい、全躰農民 關東在《之儀法》已年以來遠作打續、難澁之次第、一躰ども作申、中々以下之百姓困窮相募、別る宿町場之者共 手作之品ニ付身分ニ應し米穀貯いハヽ、秋作遠ひい迚、其年之穩ニ給續、窮民れも貯い者を合力いたし可取續筈 ハ夫食買上い故猶更之儀、然處高持之ものハ其分限ニ應し米穀貯い得共い高持二あも其身の貧福又も心懸ケニ寄 萬一在來之藏ニの手挾差支いハン、高持等三の其身寄持心を以出金いるし新規鄉藏を補理圍置い共、取締 其年限リ遺拂いものも有之、少高ニる為心懸宜者も多少ニ不寄貯置い得共、過半も其年其年遠い得へ 借家之者共迄後堂宮に集り徒黨ケ間敷催いるし、鬼角近年右様之風俗に成行い間、此後秋作之節

儀ハ村~融通為宜相成、則安穩ニ營可申基ニ易、第一右太平之御代難有奉存、公儀ね御苦難筋不奉掛も勿論、領 主地頭所之世話為薄可相成義ニ付、此趣村役人始小前之者共、能~相辨致圍穀、夏ものハ俵敷其外共御案文之振 間敷、詰替年ニ至いハン、不斗米穀或も代金請取い心地可致義ニあ、且ハ男女農業精出い爲ニも有之、右圍穀之 合ニ村と組合限り相認、早と可差出旨、乍然迷惑ニ存進ミ不申村方へ尤相除、右圍穀關八州滿備致い上も三以來 取締方之儀ハ於 こしい義勝手次第二相心得、右之通リ園穀備置いハ、、遠作難澁之年柄、 > 詰置い米穀も最寄市場ね賣拂い共、又ハ夫食ニいをしい共、其節之時宜寄取計、尤手廻りいものも年 > 詰穀い 6村ごは為得で相論い處、御趣意之趣幾重ニ及難有相辨、圍穀致い者共取調、左ニ奉申上い 凶年之節ヲ存いハ、、身分ニ應、壹俵貳俵ゟ段と心次第ニ圍穀ニい得む、作方相應之年も太儀之筋も有之 > 評議之上申上、御差圖次第取極、右圍穀之儀も作方相應ニ續いハヽ、 公儀御世話被成下い條、其段も心配不致樣厚御教諭之趣一同難有奉承伏、 右組合村とハ勿論、宿町場之融通ニ及 中壹年置、三ヶ年目詰替、前 則組合惣代村役人共

組合村高七千三百八拾七石四斗七升 上總國市原郡八幡村外拾三ヶ村組合之內

筒井紀伊守知行所

市原郡菊間村

名 È 太 郎 右

海湾 排洗

二のませ 級八俵

天保九戍戌年七月

稗八俵

但持高百拾七石豪斗 家內拾貳人暮

天保八年の圍穀令について

天保八年の園敷令について	<b>栗壹俵</b>	一	石 家内五人	栗曼俵	一规章俵	和家	栗章俵	一	但持高拾石 家內六人暮	果曼俵	一视曼俵	但持高拾式石余 家內五人暮	<b>双曼俵</b>	一	三 但持高貮拾七石 家內七人暮	栗壹俵	一物貳俵			以宣自。但持高就拾九石。家內九人著紹為京原以在京園議之第5日,這個語言語言		高級な 開発 小職者 がある × 禁禁及 · 湯、養養機関各盟等合法等	家是一家學家 <b>果然我</b> 医上来或是一种会员只是不是	· 「一」小以三稗品九俵報· 一篇自由東 · 「」、	· 工程等的工作。	三一物意依公共工作的 是三年以前官行子然為為中於報為不自然於	章一級登儀 の意となぎ時間循環以下母弟に共由する原不進別等於	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一物貳俵	但持高賦拾八石。家內八人暮	果曼俵	一籾貳俵	但持高貮拾三石。家內九人暮	种壹俵	一物貳俵	・天保八年の国数合について
一〇五		百姓 嘉 右 衛 門			百姓 佐 右 衛 門			右			同組組頭 四郎右衛門			同粗 組頭 重 兵 衞			同組組頭 與 右 衞 門				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	洒井兵庫助知行所		新型   本書の名詞     日本書人の集下器のできる。   「日本書の「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、		一年 一	(A)	新聞等的 春秋風景·紫星等等等的 10000000000000000000000000000000000	同組 百姓 上 兵			同組組頭 小 源 太			兵	

但特高九石 家內七人暮

**栗豊俵** 

家內九人暮

**科豊俵** 但持高拾壹石 家內八人暮

**籾壹俵** 

籾登俵

数 壹 俵

**籾壹俵** 

极登俵

**籾貳拾貳俵** 

**登** 九 俵

但持高四拾石余 家內八人暮

天保八年の圍穀令について

長田幾之助知行所

同村 名主 右

門

左

、利 PF

竓 衞

百姓

**f**. 與 佐 庄 佐 右次 右 平 衞

右 右 郎

左

門門夾助八助門門門

門

兵 衞

\*

(10%0)

ー の 六

左衞

操

但持高拾四石五斗 家內七人暮

一双章依 

· 贝克泉 但持高拾石或斗 安 家內六人春

籾党俵

家內三人暮

栗遺俵

 数壹俵 但持高拾五石 家內七人春 なりの

**栗**壹俵

但持高六石八斗余 家內七人暮

麥壹俵

但持高八石 家內

一級貮俵

但持高拾八石 家內九人暮

門

左

藏

右

A I

=

一 〇 九

天保八年の園穀令について

(三次)

左

門、

\_\_ 0

この六四

兵

和 意 俵

 数量俵 

籾三拾九俵

緊急物 科三俵 拾七俵

麥 **壹**俵

一籾五俵 但持高拾七石貮斗 家內八人暮 栗覺俵

松浦與一郎知行所

同村 名主 清 右

ľij

六

同組

組頭

源

組頭 氼 郎 左

門

右

, F1

平 型 最 俵

2.1 但持高拾壹石

家內三人暮

一籾五俵

但持高四拾八石

家內拾壹人暮

栗貮俵

但持高四拾壹石

家內拾人暮

源 右 f'f

右 衞 r-J

一籾壹俵

小以

籾拾五俵

. 粟 七俵

No.

栗 遺 俵 一 家 內 貳 人 暮

一級貮俵

**科**貳俵

但持高试拾三石 家內七人暮

天保八年の圍穀令について

松

佐々傳之烝知行所 名主 右 衞 [1]

同村

\_ \_

右右

門

郞

組頭

一种意味。 高海南南部 高西山人等

一籾党俵

一规量俵

小以 科三俵 級四俵

被本都必然的管司

14

右 右

衞

衞

富永祐太郎知行所

同村 名主

兵

同組

組頭

喜

11 

**籾貳俵** 果意俵

一級貳俵 **双** 量俵

一 聚 量 俵 家內七人暮

左 右

rg rg

五.

小以 栗貮俵 籾七俵

百貮俵

名主

七右

一持高三拾石家內七人幕

清

作恐以書付奉申上い

**ル様可致旨、村方百姓惣代を以相談有之、難有御趣意ニる郷中之爲ニも罷成い間、御差圖次第、私屋舖內之土蔵 ル預リ園置差支之義無御座ル、** 上總國市原郡朔間村給《名主奉申上师、今般組合村《圍穀可致旨御教諭之趣奉承知、右米穀私所持之土藏ն圍穀 此段以書付奉申上ゆ、以上

(前掲名主六名連署)

天保八年の圍穀令について

一つかせ

聚三拾八俵

一持高百拾七石豐斗家內拾貳人暮一 一持高百拾七石豐斗家內拾貳人暮

一持高貮拾九石家內九人暮

一持高貮拾三石家內七人暮一持高允七石貮斗家內八人暮

一持高拾七石五斗家內九人暮

**潮間村に於いては各名主の歳に貯蔵した。その申請は、「非高者七不丑ゞ≶アナノネ** 

#### 戶一鄓殴

總壹ケ國石高村製帳」に依ると千三百五拾四石の村高ではあつたが、相當富有な村であつたと思はれる。 漸、五日(六月?)晝ゟ天氣ニ成い得共、暑無之」とあり、あまり順潮とも思はれない。菊間村は天保十年の「上マト 菊間村に於いてこれだけの圍穀をなし得たことはかなり上出來であつたと思はれる。「餘豐備凶」なる一 寫 本に 「天保九戍春以來冷氣之氣候の處、四月天氣續、五月廿八日迄土用前四五日暑ニ向い處、廿九日土用入る冷氣雨

ついて言及せるものを、 知られるが、未だ十分の資料を得てゐない。それ等については何れも他日を期するより外にない。唯こ**の**園穀令に 策として當然當時の社會組織の下に於いてはなさるべきものではあつたが、法として不備の點が少なくないばかり の圍穀が相當に行はれてゐたのならば、からした意見は生じないであらう。要するに天保八年の圍穀令は凶作の對 本經濟史研究」五五〇頁以下に據る)。勿論それは歸農を目的とするものではあるが、もし以前の命令に依つて農村 べしと云つて居り、勘定率行より圍穀の奬勵を申渡してゐるのを見ても推測出來る。(これ等の點は幸田成友氏「日 上申せる意見書中に、 なつたかについては全く不明である。さらにこの圍穀令は夫食と密接な關係があることは上掲の原文に依つても 合に於いて菊間村以外の實例がない。それ等については未だ十分の資料を得てゐない。又菊間村の貯穀が後に如 しかしこの<equation-block>製令が十分に質行されなかつたことは、天保十三年遠山左衞門尉景元が鳥居甲斐守忠耀と連名して 當時の農村の疲弊は到底これを實行し得るものでなかつたのである。菊間村外拾三ケ村からなる八幡村 御府内は云ふに及ばず、代官、領主、地頭を督促して圍穀を爲さしめ、非常の用に備へさす 私の知れる限りでは、發見し得なかつたから、敢て紹介を試みた次第である。

(昭和十一年六月十七日稿)

# マルシイ著『集産主義の建設者コンスタンタン・

## ペクール。を讀む

日本語のでは、今日本のである。 日本の教育 はいましていい (物質)で

刻

を掲げては居るが、彼の人物、業績については殆んど全く述べて居ない。 る讀者は決して尠くはあるまい。事實、著名なる辭典類ですら彼の名を掲げて居ない。例之フランス の ラルッス Larousse ドイツのブロックハウス Brockhaus の如きは之である。Larousse illustre の附錄は彼の極く簡短なる傳 コンスタンタン・ベクール(Constantin, Nicolas, Séraphin Pecqueur)とは何人であるか。恐らく此名に首を傾ぐ

人物及體系に對する世人の認識程度を略。推測する事が出來る。併し乍らご斯るペクールの無名は、決して彼の人物 Maurice Bourguin 著"Les systèmes socialistes"は彼の名さへ擧げては居ない。斯トる事質に依て、ペクールの 學説史」は、ペクールが一八四八年のリュクサンブール委員會に参加せし旨を一言述べ、次でペクールは恐らくマ クスに對し影響を與へたるならんとの示唆的脚註を附したるのみにて、更に此問題を究明しては居ない。 然らばペクールは經濟學說史家に依り、より知られて居たかと言ふに、そうでも無い。ジード・リスト共著「經濟

マルシイ著『集産主義の建設者コンスタンタン・ペクール』を贖む

一二五 (10六九)